

反訴状

令和3年3月26日

さいたま地方裁判所第4民事部合議2係 御中

〒990-8560 山形県山形市小白川町1-4-12 (送達場所)

反訴原告 天羽優子

電話 023-628-4730

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目3番14号博進ビル

反訴被告 株式会社ウルフアンドカンパニー

代表者代表取締役 大竹誠一

訴訟物の価額 金100万円

貼用印紙額 金10,000円

予納郵券 6,000円

反訴請求の趣旨

- 1 反訴被告は、反訴原告に対し、金100万円及びこれに対する令和2年9月22日から支払い済みまで年3%の割合による金印を支払え。
 - 2 訴訟費用は反訴被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

反訴請求の原因

第1 本訴との関連性

反訴被告は、令和2年9月22日に、反訴原告に対して、著作権法違反を理由とし、反訴被告が送信した電子メールの反訴原告ウェブページ（甲第1号証、乙第1号証）からの削除及び損害賠償を請求する訴訟を提起した（令和2年（ワ）第2509号）。

これに対し、反訴原告は、反訴被告に対し、上記本訴の提訴が不当訴訟に当たるとして損害賠償請求の反訴を提起するものである。

なお、本訴の原告が法人である株式会社ウルフアンドカンパニーであるの

か、自然人である大竹誠一氏であるのかが未だ曖昧であるが、訴状と原告準備書面1の内容からは大竹誠一氏であることが強く推認される状況である。このため、反訴被告の表示は本訴の表示に合わせて法人と記載するが、請求の現任はおおむね自然人に対するものとなっている。もし、本訴の原告が法人のままであるとなった場合は、反訴においても当事者の変更を行い、反訴状の請求の原因も当事者の変更にあわせて適宜変更する。

第2 反訴原告の請求について

- 1 本訴に先立ち、反訴被告は、反訴原告や訴外吉村医師に対し、次亜塩素酸水に対する批判的な言論をやめなければ提訴すると何度も伝えた。その際、反訴被告は本人訴訟が得意であるということを強調した。
- 2 反訴被告は、反訴原告に対して、電子メールで、「私は弁護士無で裁判が行える能力を持っています。」（乙第1号証の2：メール1）、「7月は地裁で2100万円請求の損害賠償事件1件、簡易裁判所で簡単な事件1件、の予定が入っています。いづれも弁護士無しです。弁護士付きの被告や弁護士をいつも涙目にしていきます。^^」（乙第1号証の2：メール5）、「明日は法廷で私が2100万円の損害賠償を求めている被告と弁護士をオラオラして涙目にさせてきます。当然、私は弁護士無しです。そこら辺の出来損ない弁護士よりは力ありますよ。弁護士は文書では強い事書きますが、法廷で会うとへなちょこばかりですね。」（乙第1号証の2：メール6）と書き送った（下線は反訴原告による）。
- 3 反訴被告は、訴外吉村医師に対しては、YouTubeのコメント欄で、ウルフアンドカンパニーの名義で、「当社の社長は弁護士無しで裁判を提起できるので当社は弁護士費用が掛かりません。当社の地元越谷の裁判所で裁判を提起するので貴院は弁護士さんの出張料がかかりますね。」（乙第6号証の1：p.27、乙第6号証の4に同じ）、「当社社長は裁判が趣味の一部でもありますので、これ以上貴殿が4つの当社の答弁に反論できなければ法廷で行います。」（乙第6号証の1：p.27、乙第6号証の2、乙第6号証の4に同じ）、「先生、私は裁判が趣味の一部ですので大変なことはありません。私が弁護士無で、弁護士付きの被告を涙目にすると自分の法律能力答弁能力のUPになりますので、どんどんやります。今までの裁判は社長個人での裁判だけでしたが、今回は会社として訴訟を提起する学者は2名決めています。」（乙第6号証の1：p.32-33、乙第6号証の2、乙第6号証の4に同じ）、「今、休日出社して、私個人の裁判の準備書面を作成しています。2100万円を請求しているから、力漲り被告及び代理人弁護士を潰します。今月は2件の裁判があります。私個人の裁判です。今、風評被害を行った門外漢の学者とも遣り合っています。独りの学者は怖いらしく弁護士を通して私に書面を送ってきていますが、私がその学者には直接メールしています。」（乙第6号証の1：p.34、乙第6号証の4に同じ）との内容を書いた（下線は反訴原告による）。

- 4 反訴被告（ら）によれば、反訴被告の訴訟への対応能力は弁護士並かそれを上回るものであり、地方裁判所での書面のやりとりによる訴訟追行にも十分に慣れていることになる。そのことは、「当社社長」で始まる記述にみられる通り、従業員も認めているのである。
- 5 一方、反訴原告は、著作権法違反で提訴されることを予見していなかったのに、訴状が届いてから本屋に走って著作権法の教科書を購入し、慌てて読まなければならない有様であった。
- 6 ところが、反訴被告が提出した訴状の請求の原因には、法人が主張できるものと自然人が主張できるものが混在しており、著作権と関係のない名誉毀損についても書かれていた。反訴原告は、答弁書で請求の原因と損害賠償の内訳について整理するよう求めなければならなかった。
- 7 反訴被告は、×切りから遅れて準備書面2を提出した。本訴の原告が法人か自然人かを明らかにするように求めたにもかかわらず、「著作権者は株式会社ウルフアンドカンパニー 代表取締役社長 大竹誠一です。」と、法人か自然人かの区別を曖昧なままにしている。このため、反訴原告は、原告が確定しないまま反論の準備書面を書かなければならなくなり、当事者の変更に備えた表現を選ぶという余計な負担を余儀なくされた。
- 8 著作権法で争うことを決めたのは反訴被告である。反訴被告が書いたメールが著作権法上の著作物たる要件を満たしていることについて、メール1通ごとに、著作権と著作者人格権の帰属を明らかにした上で、条文に照らして立証する責任は反訴被告にある。しかし、反訴被告は、準備書面2で「私の創作した書面であるから著作物であると主張する。」とたったの1行書いたのみである。これでは、著作権法で争うにあたって原告がまず行うべき立証の体をなしていない。
- 9 本来訴状で示されるべきであった損害賠償の内訳は、準備書面2でやっと示された。しかし、ただ単に金額が示されただけであり、反訴原告の行為との因果関係や実際に生じた損害については、何の証拠も提示されず、準備書面2にも主張が書かれていない。準備書面2を見た限りでは、適当に思いついた金額を書いてみただけ、に見える。著作権侵害で認められる損害賠償の対象は原則として積極損害と消極損害であり、著作者人格権侵害で認められる損害賠償の対象は積極損害と慰謝料である。これらの項目毎に証拠を付して、損害額を具体的に算定した上で主張立証を行うのは反訴被告の責任であるにも関わらず、反訴被告は立証を行っていない。
- 10 反訴被告は、「私が弁護士無で、弁護士付きの被告を涙目にする自分の法律能力答弁能力のUPになりますので、どんどんやります。」と述べていることから、弁護士無しで応訴した法律の素人である反訴原告の書面の相手をして法律能力答弁能力のUPにつながらないと考えているであろうことは容易に推察できる。賠償金も反訴被告の別の訴訟の2100万円に比べて本件訴訟は

100万円と低額である。これらを考慮すると、本人訴訟を自慢している反訴被告の訴状と準備書面2は、故意に手抜きして書かれたものであると考えるほかはなく、その内容の乏しきは目に余る。

- 1 1 反訴原告が反訴被告の送信した電子メールをウェブページにおいて引用したことは事実なので、引用が著作権侵害にあたるかどうかを争うために訴訟を提起することは反訴被告の正当な権利である。しかし、提訴の後、反訴被告は本人訴訟を行う知識が十分にあると主張しているにもかかわらず、当然行うべき立証を行わず、争点すらまともに出していない。反訴被告の訴状と準備書面2を見れば、最初から、真摯に訴訟を迫る意志がないのに提訴したのは明らかである。
- 1 2 反訴原告は、法律文書の体をなしていない反訴被告の書面に対し、考えられる著作権法の条文を挙げ、個別に当てはめを行って、引用が適法であることを主張した。物理学の研究者であり、法律については何の資格も持たない反訴原告にとって、著作権法の教科書を読み、判例を調べた上で、証拠とともに主張を述べるというのは、全く専門外の作業であり、その負担は小さくない。第一回期日は本務校での大学院の講義と重なったので、前日浦和に移動し、ホテルからリモート講義を配信後裁判所に移動することとなった。こういった負担が、反訴原告が、最初から真摯に訴訟迫るつもりがないのに行った提訴の結果生じたとなると、到底納得できるものではない。
- 1 3 反訴被告は、準備書面の提出締め切り日の2020年3月1日に、反訴原告に対し、山形地裁に反訴原告が提起した訴訟（乙第7号証、令和2年（ワ）第194号）の取り下げと引き換えに、本訴を取り下げる意志があることを伝えるメールを送信した（乙第11号証）。このとき、令和2年（ワ）第194号は、反訴被告がほとんど反論しないまま結審して1週間以上が経過していた。確実に主張が認められそうな訴訟を取り下げるメリットは反訴原告には全く無いので、反訴原告は取り下げに同意しなかった。反訴被告が取り下げを提案した理由として、「現在、私は父の介護や、自社の外国人人材紹介業が引合いが多く多忙で365日休まず働いています、それに加え、政治活動も始めました。」「現在、殆ど次亜塩素酸水の営業活動ができずにおり、争っても不毛だなと感じております。」とあった。

営業の邪魔になると考えている間は、もっぱら他人に応訴の負担のおそれを生じせしめ批判を封じる目的でしつこく訴訟恫喝を行ってにおいて、訴訟迫る途中で他のことで多忙になったら安易に取り下げを求めるという反訴被告の言動は、あまりにも身勝手である。これまでに、反訴被告が訴訟恫喝を行ってきた相手にも、通常が多忙な業務があれば世話をしなければならぬ近しい人も居て応訴が金銭的・精神的負担になることは容易に想像できるところ、反訴被告はまさにその負担を増やすことを材料として訴訟恫喝を繰り返してきたのである。なお、反訴被告の訴訟予告が訴訟恫喝であることは、被告準備書面1の

第2の3(3)で述べた通りである

何の正当性もない訴訟恫喝を繰り返した上、実際に訴訟提起までしておいて、自分勝手な都合で「争っても不毛」と判断したら立証の体をなさないほどに手抜きした主張しかしないという反訴被告の行動は、極めて不誠実というほかはなく、受忍限度を越えている。

14 慰謝料等

真摯に訴訟追行する意志がないにもかかわらず、反訴被告が訴訟を提起したことによって、反訴原告は訴えに対応せざるを得なくなり、相当の時間的・精神的負担と余分な出費を余儀なくされた。このような反訴被告の行為は、もっぱら法的救済以外を目的として訴訟制度を利用して他人に損害を発生させるものであり、不法行為である。さらに、反訴を提起せざるを得なかったことについても時間的・精神的負担が生じた。反訴原告が被った損害に対する慰謝料としては、100万円が相当である。

なお、訴訟恫喝に対する損害賠償請求は、既に山形地裁令和2年(ワ)第194号での方で行っているため、本件請求には含まれていない。

15 よって、反訴原告は反訴被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として金100万円及びこれに対する本訴提起の日である令和2年9月24日から支払い済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上